

使用前検査申請書

(東海第二発電所の変更の工事)

発室発第16号
令和2年4月17日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 日本原子力発電株式会社 住所 東京都台東区上野五丁目2番1号 代表者の氏名 取締役社長 村松 衛
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 東海第二発電所 所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1
申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙1のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成30年10月18日、 原規規発第1810181号 令和元年5月31日、 原規規発第1905315号 令和元年9月27日、 原規規発第1909273号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和2年 5月15日 至 令和4年 8月 場所 東海第二発電所 他（別紙2のとおり）
	工事の工程 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時（三号） 期日 自 令和2年 5月15日 至 令和4年10月 場所 東海第二発電所 他（別紙2のとおり）
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 令和4年12月※ 場所 東海第二発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年12月※

(手数料 金593,500円)

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た（令和2年1月28日付け総室発第99号）発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

添付資料－ 1 : 工事の工程に関する説明書

添付資料－ 2 : 工事の工程における放射線管理に関する説明書

別紙 1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・ 原子炉本体
- ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・ 原子炉冷却系統施設
- ・ 計測制御系統施設
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ・ 放射線管理施設
- ・ 原子炉格納施設
- ・ その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

別紙2

場所 東海第二発電所

及び

- ・株式会社 日立インダストリアルプロダクツ
機械システム事業部
- ・株式会社 日立パワーソリューションズ
たら崎工場
- ・日立GEニュークリア・エナジー 株式会社
臨海工場
- ・株式会社 中山製鋼所
本社
- ・株式会社 中山製鋼所
船町工場
- ・岡野バルブ製造 株式会社
行橋工場
- ・株式会社 日阪製作所
鴻池事業所

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和 2 年		令和 4 年				
		5 月	6 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
発電用原子炉施設に係るもの ・ 原子炉本体 ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 原子炉冷却系統施設 ・ 計測制御系統施設 ・ 放射性廃棄物の廃棄施設 ・ 放射線管理施設 ・ 原子炉格納施設 ・ その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備 2 常用電源設備 3 補助ボイラー 4 火災防護設備 5 浸水防護施設 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） 7 非常用取水設備 9 緊急時対策所								
			△					
		← 使用前検査（一号） →						
					▲			
				← 使用前検査（三号） →				
								◆
							← 使用前検査（五号） →	

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能を確認する検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、電子式個人線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区分

東海第二発電所 原子炉建屋原子炉棟（原子炉格納容器含む）

東海第二発電所 タービン建屋

東海第二発電所 原子炉建屋付属棟

東海第二発電所 廃棄物処理建屋

東海第二発電所 サービス建屋

東海第二発電所 固体廃棄物貯蔵庫

東海第二発電所 使用済燃料乾式貯蔵建屋

東海第二発電所 給水加熱器保管庫

東海第二発電所 固体廃棄物作業建屋

a. 汚染区分

A区域^(注1)

B区域^(注2)

D区域^(注3)

(注1)：汚染のおそれのない区域

(注2)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成29年12月22日 原子力規制委員会告示第14号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(注3)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成29年12月22日 原子力規制委員会告示第14号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのある区域

b. 線量区分

1 区域 (注1)

2 区域 (注2)

3 区域 (注3)

(注1) : 0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

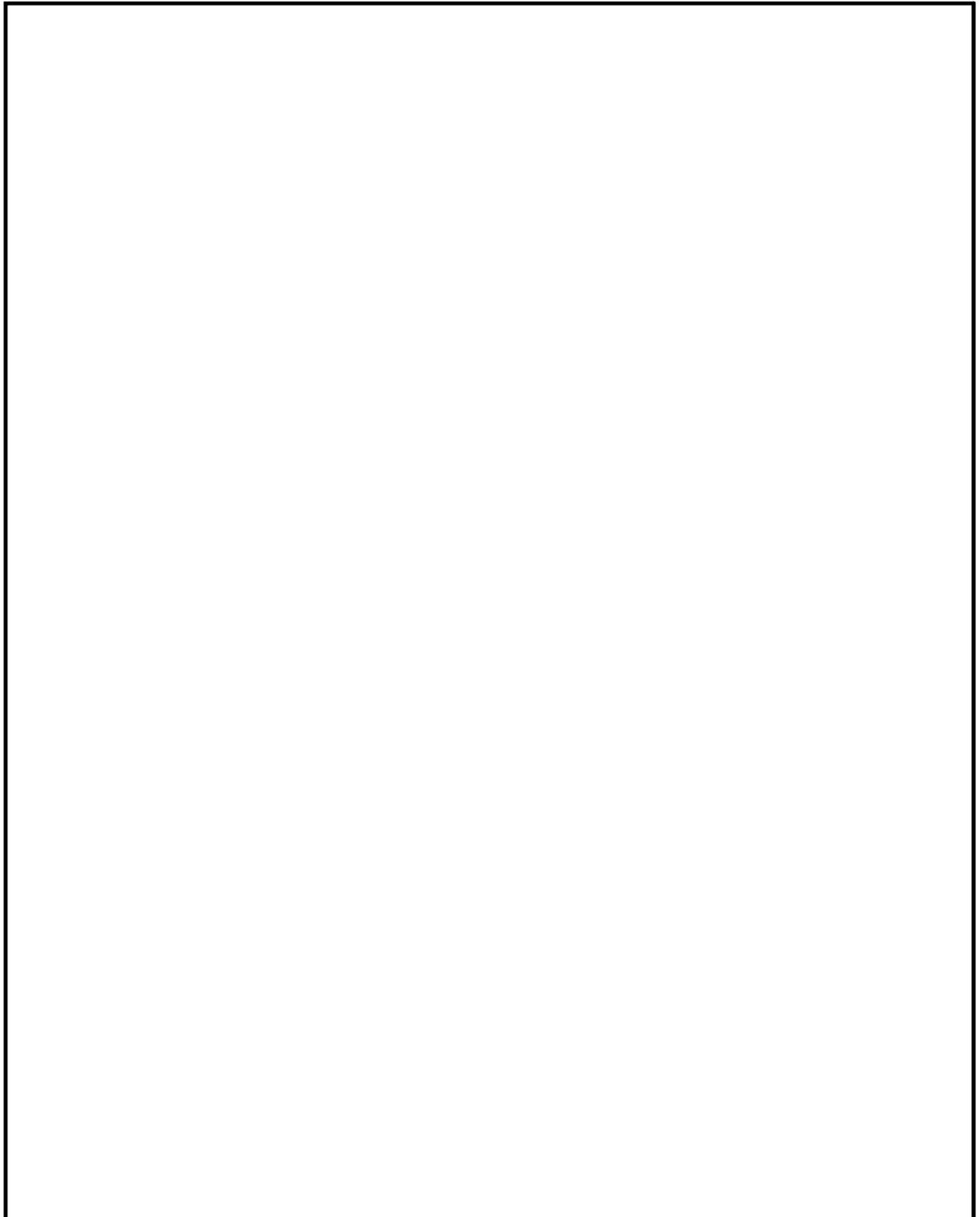
(注2) : 1.0 mSv/hを超えるおそれのない区域

(注3) : 1.0 mSv/hを超えるおそれのある区域

(3) 管理区域検査場所図

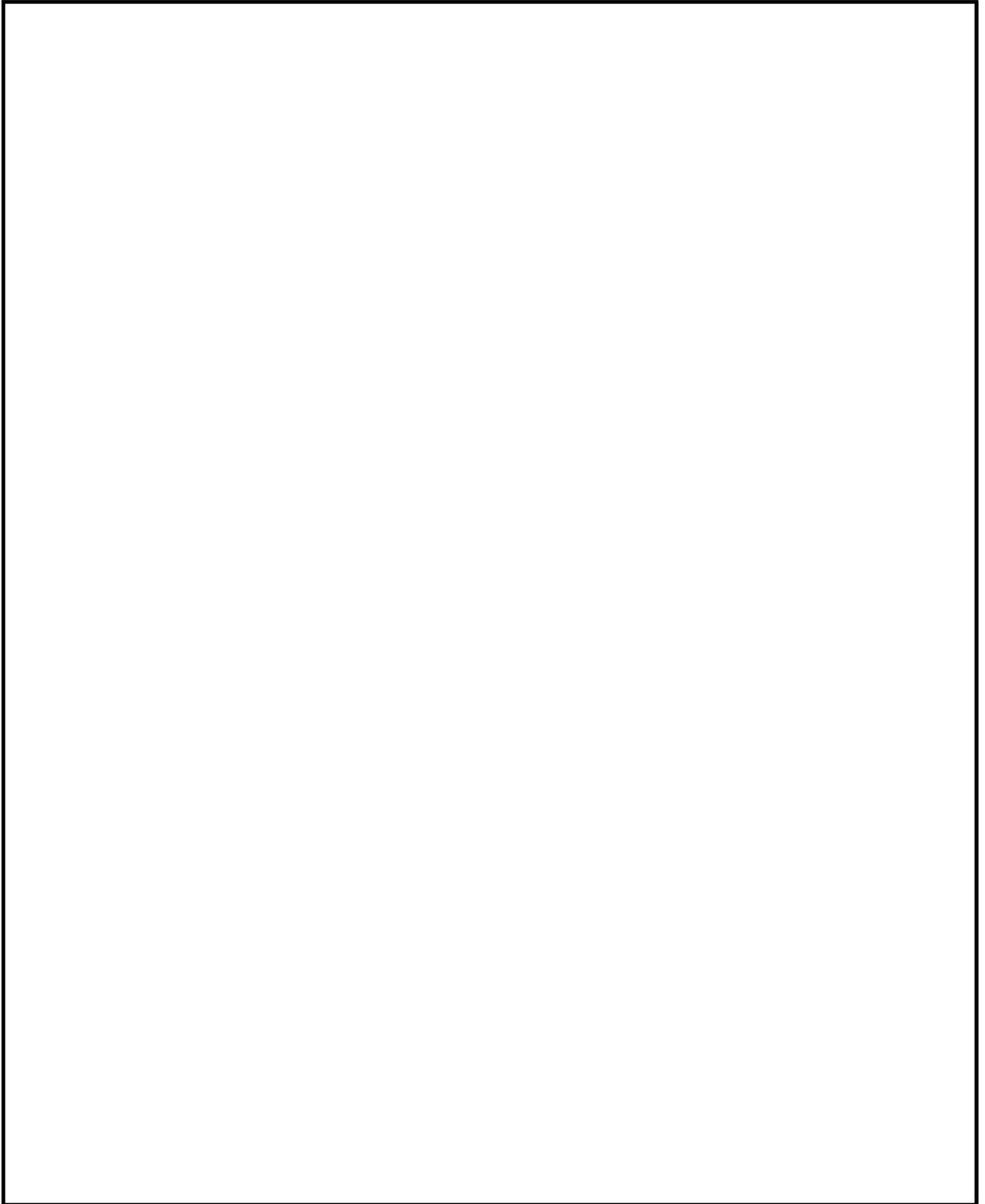
別紙参照

管理区域検査場所図



 : 検査場所

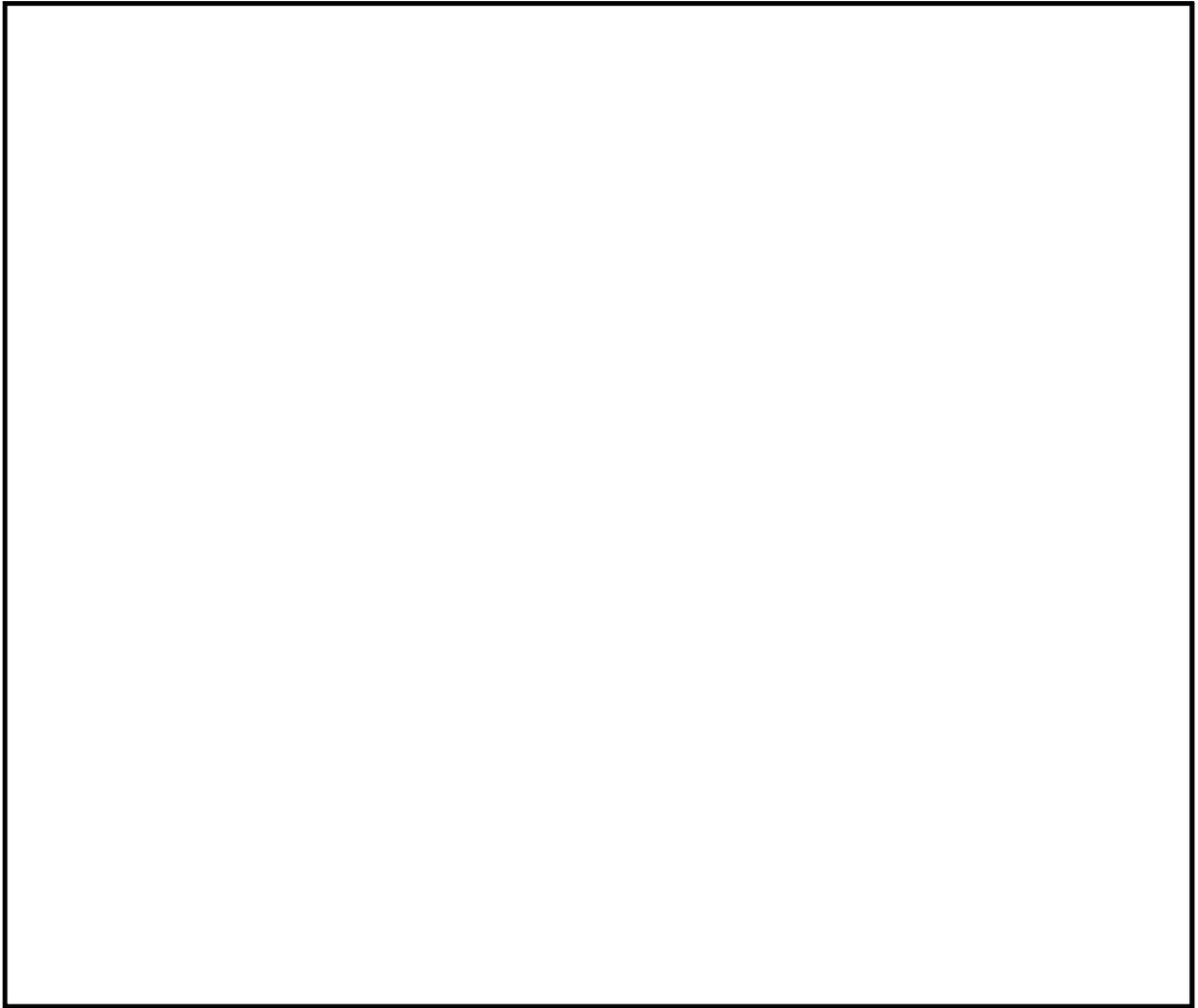
管理区域検査場所図



 : 検査場所

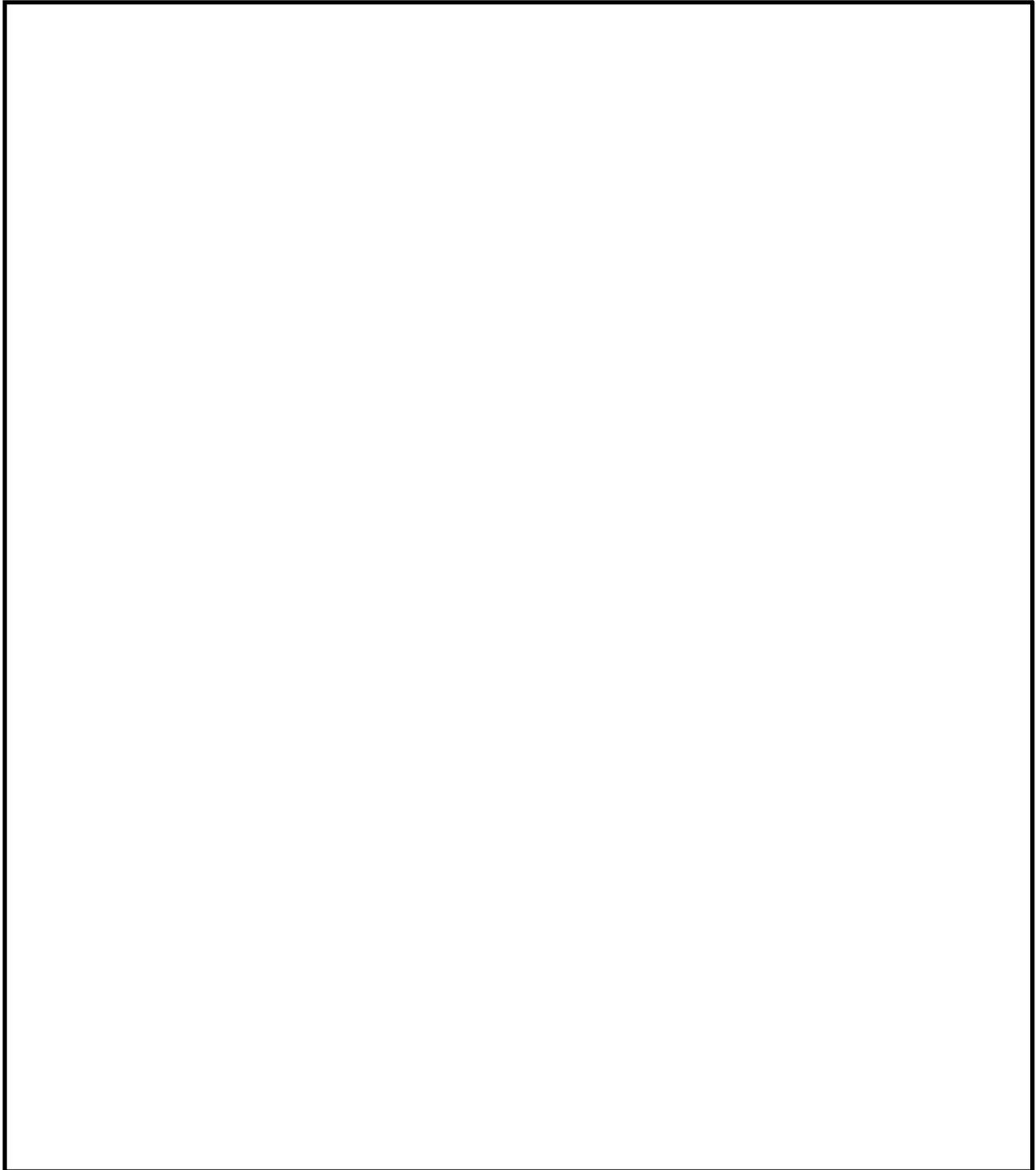
 の内容は防護上の観点から公開できません。

管理区域検査場所図



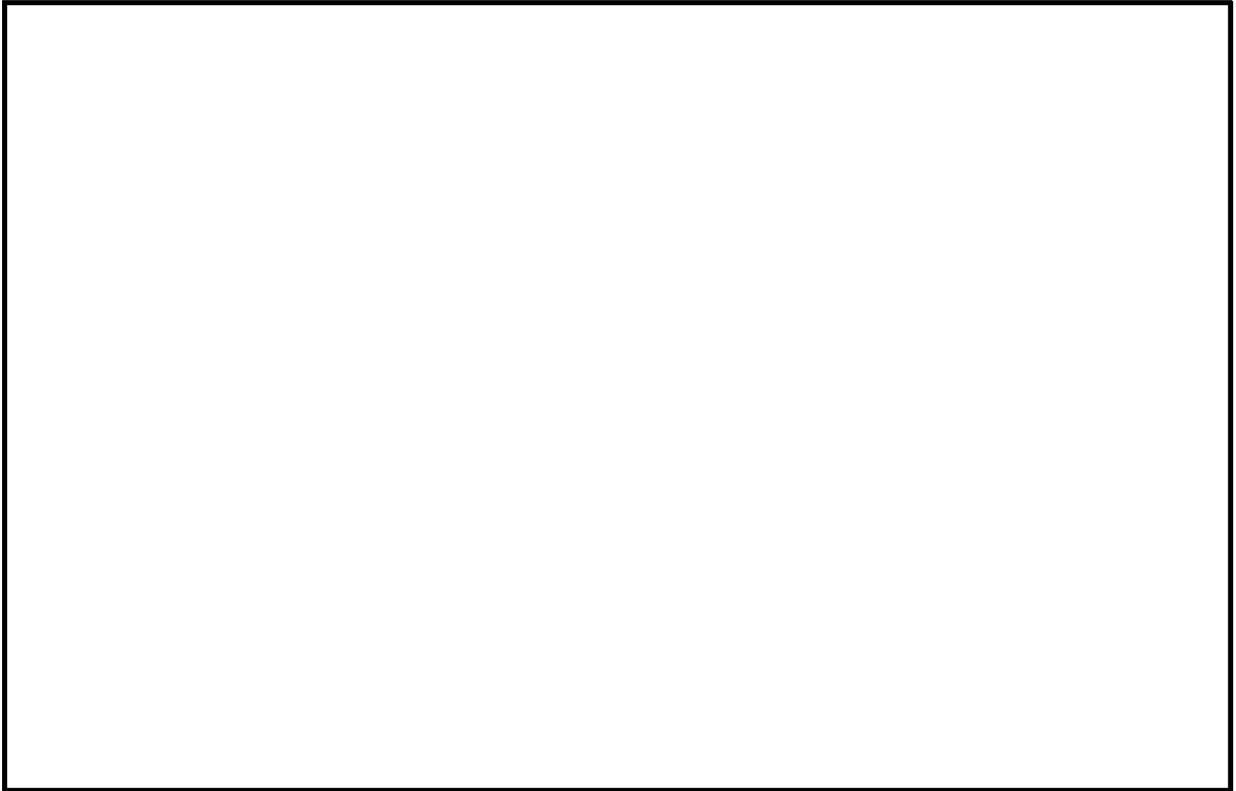
 : 検査場所 (原子炉建屋原子炉棟屋上)

管理区域検査場所図



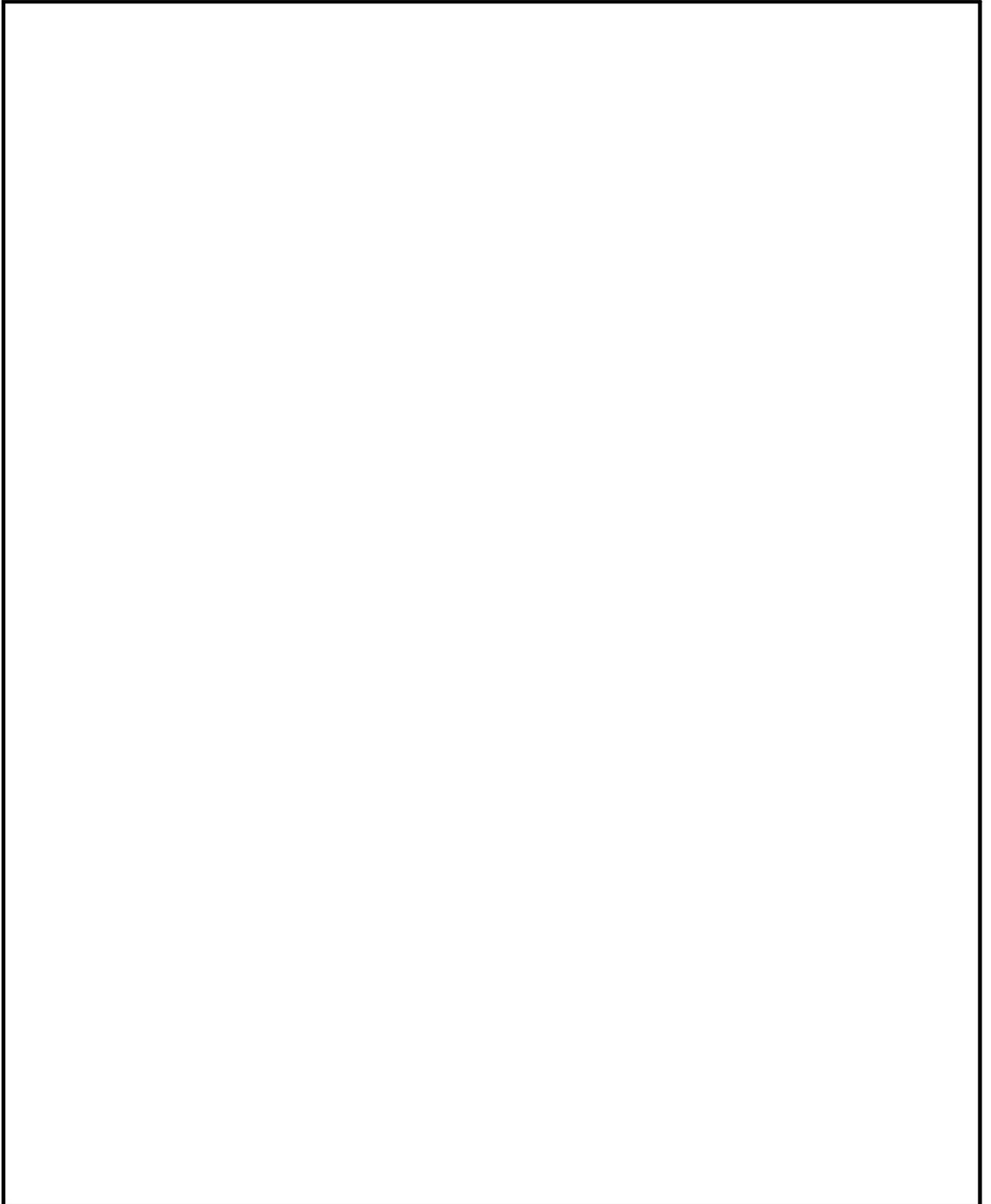
 : 検査場所

管理区域検査場所図



 : 検査場所

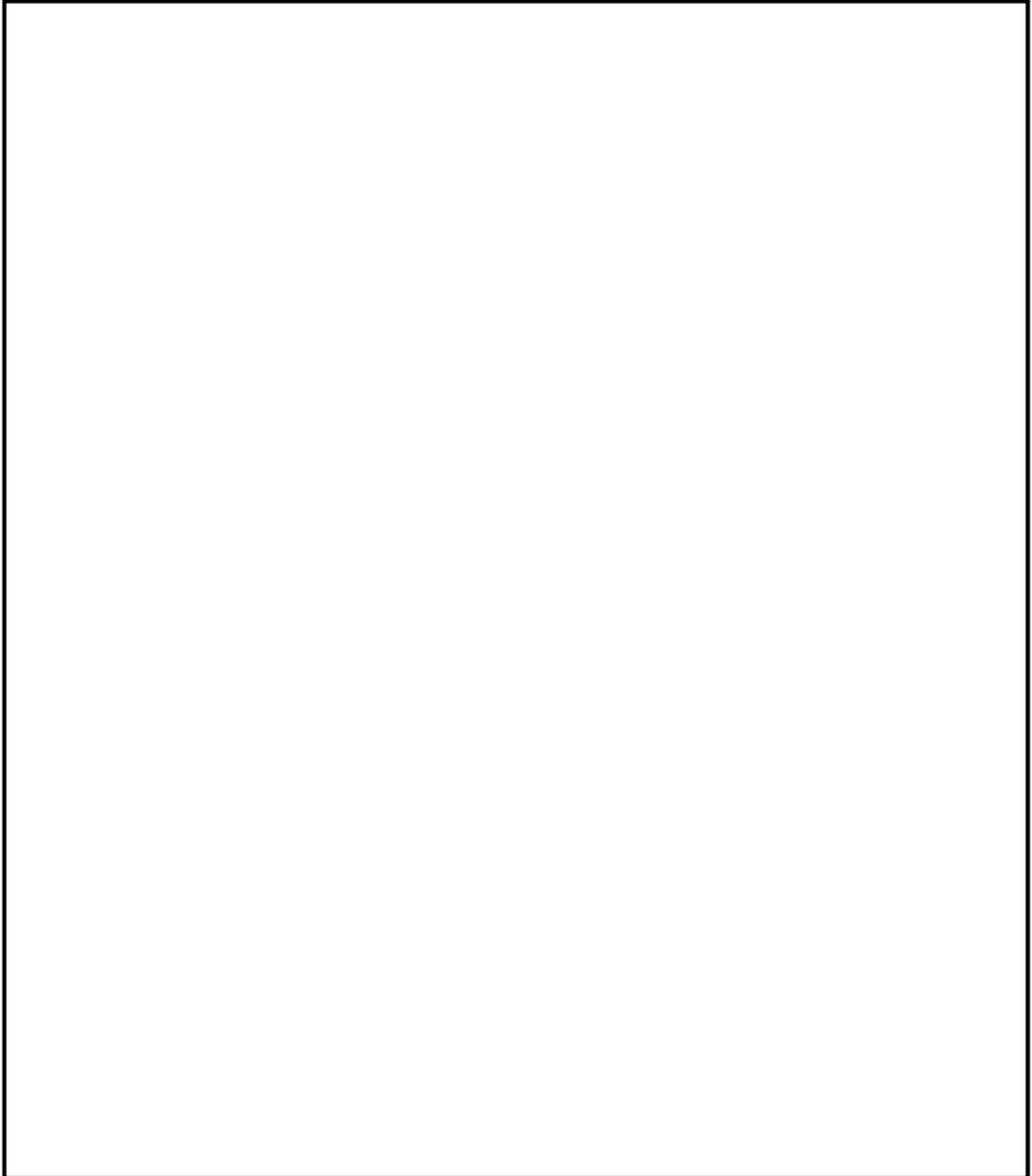
管理区域検査場所図



 : 検査場所

 の内容は防護上の観点から公開できません。

管理区域検査場所図



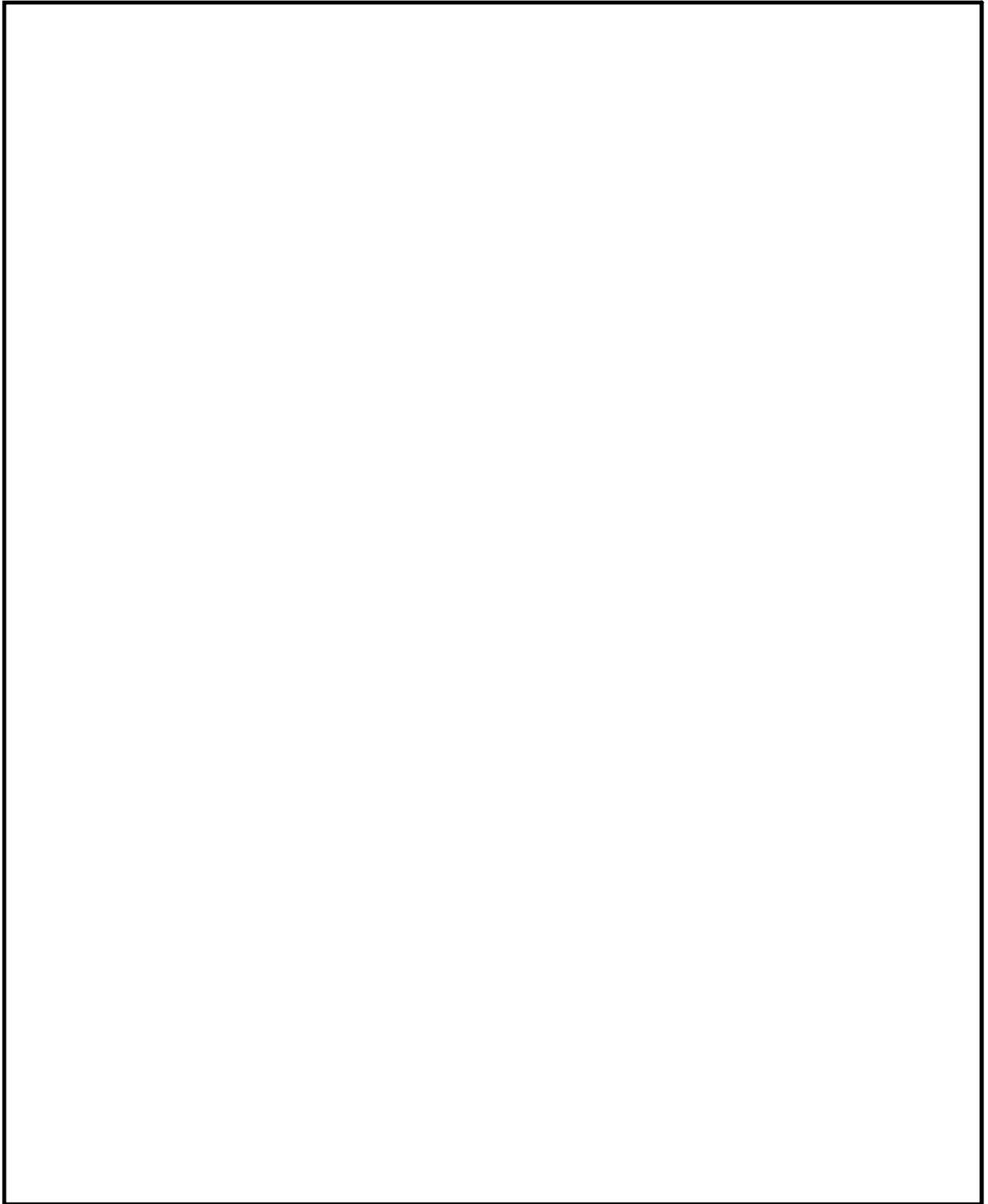
 : 検査場所

管理区域検査場所図



 : 検査場所

管理区域検査場所図



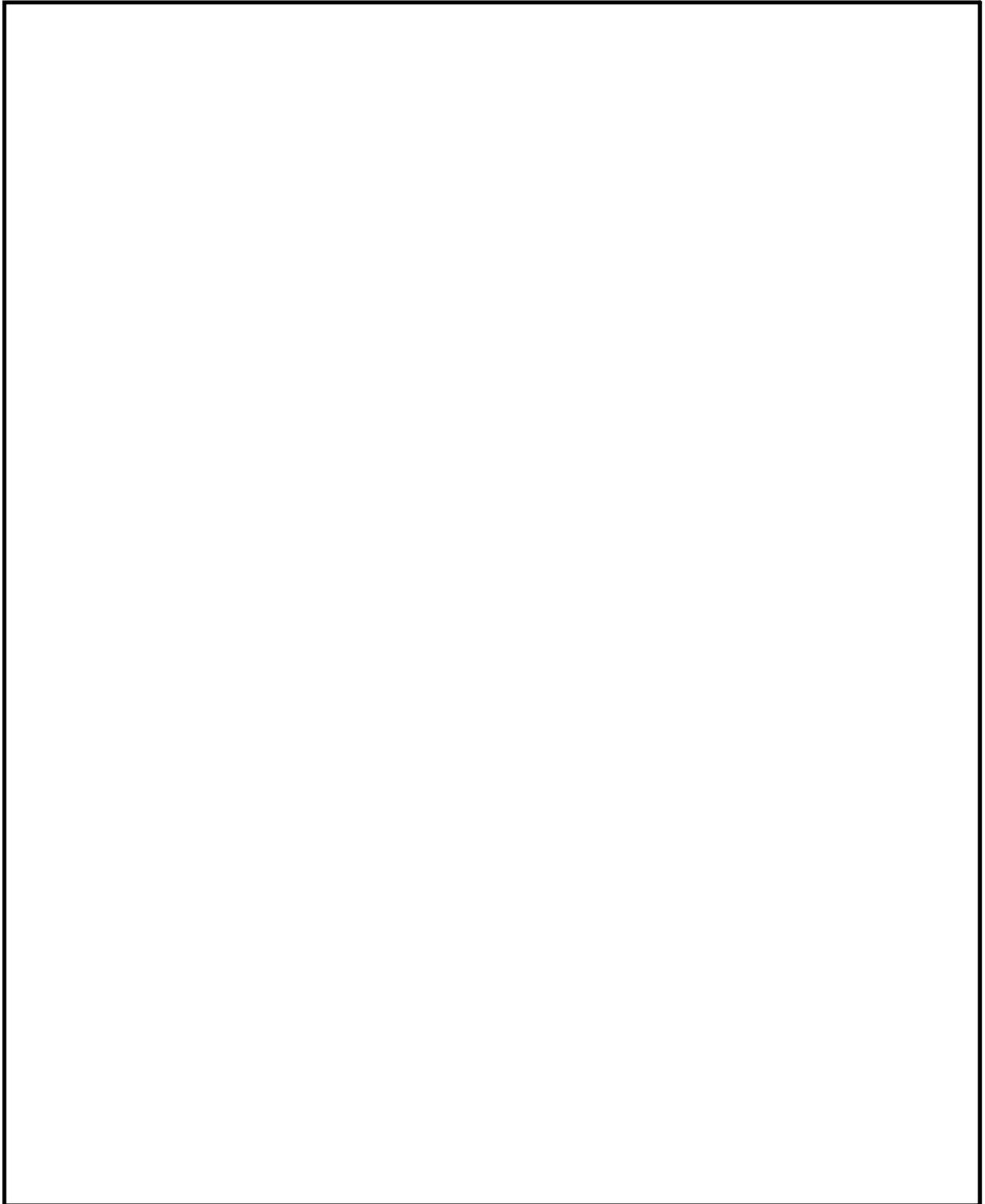
 : 検査場所

管理区域検査場所図



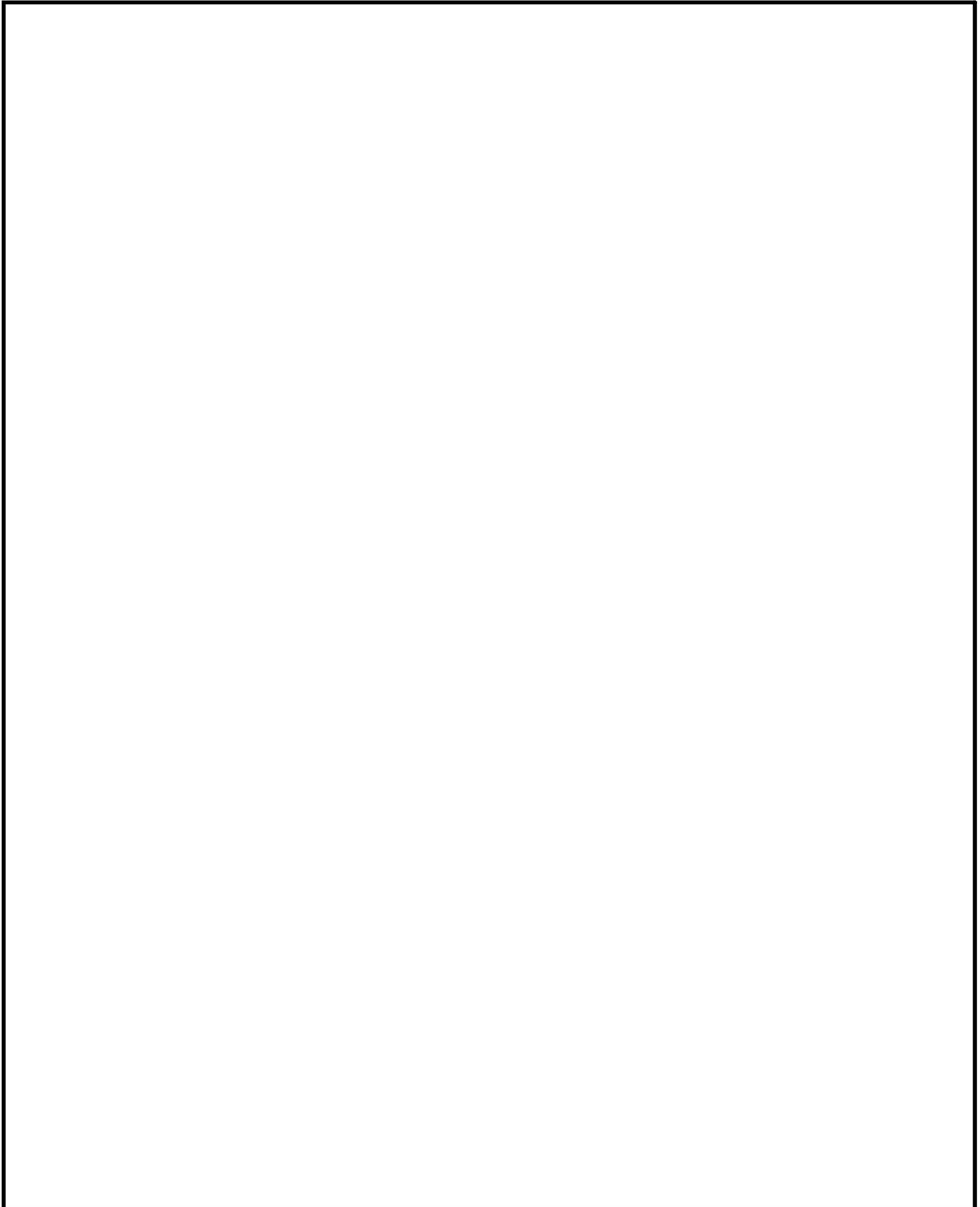
 : 検査場所

管理区域検査場所図



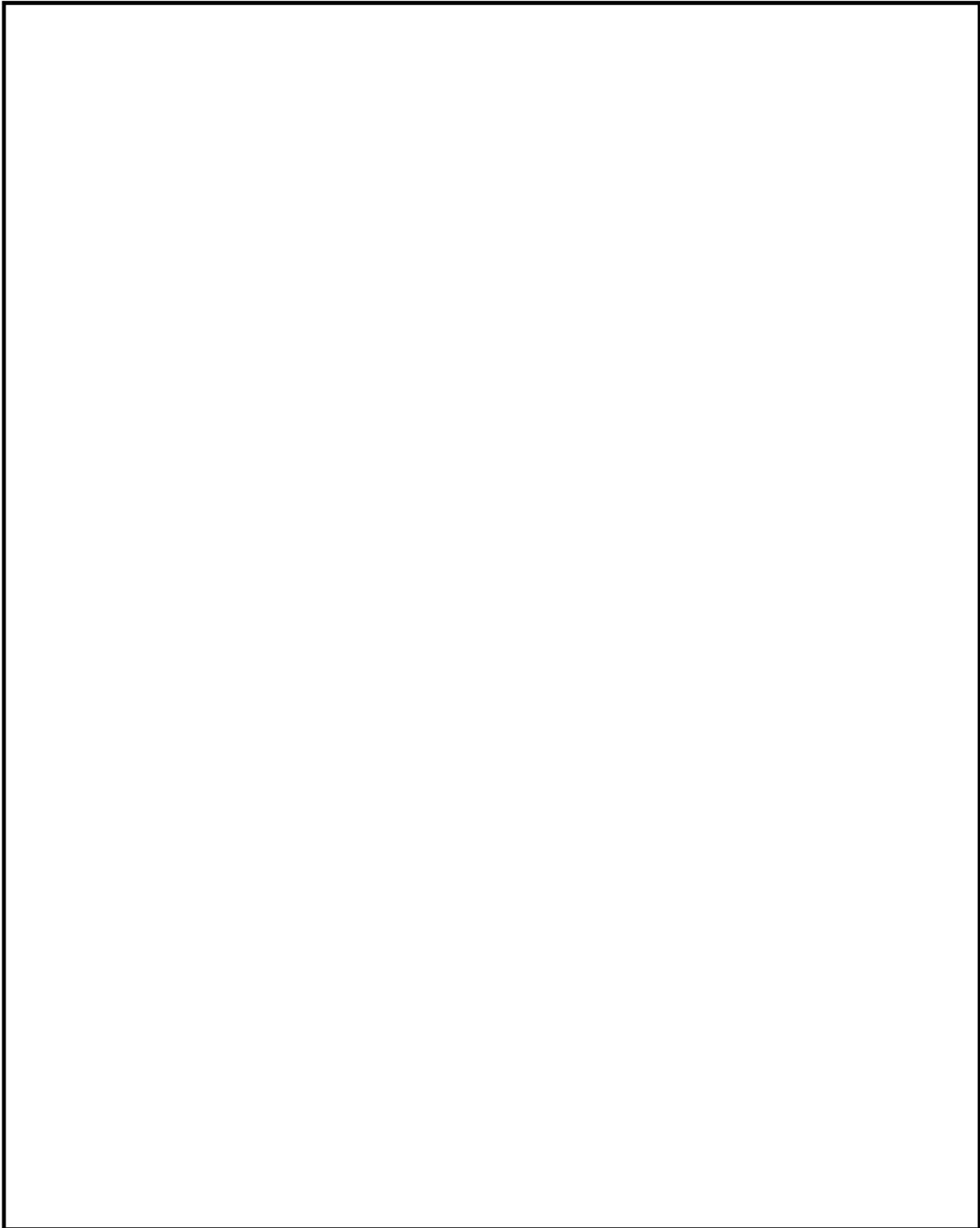
 : 検査場所

管理区域検査場所図



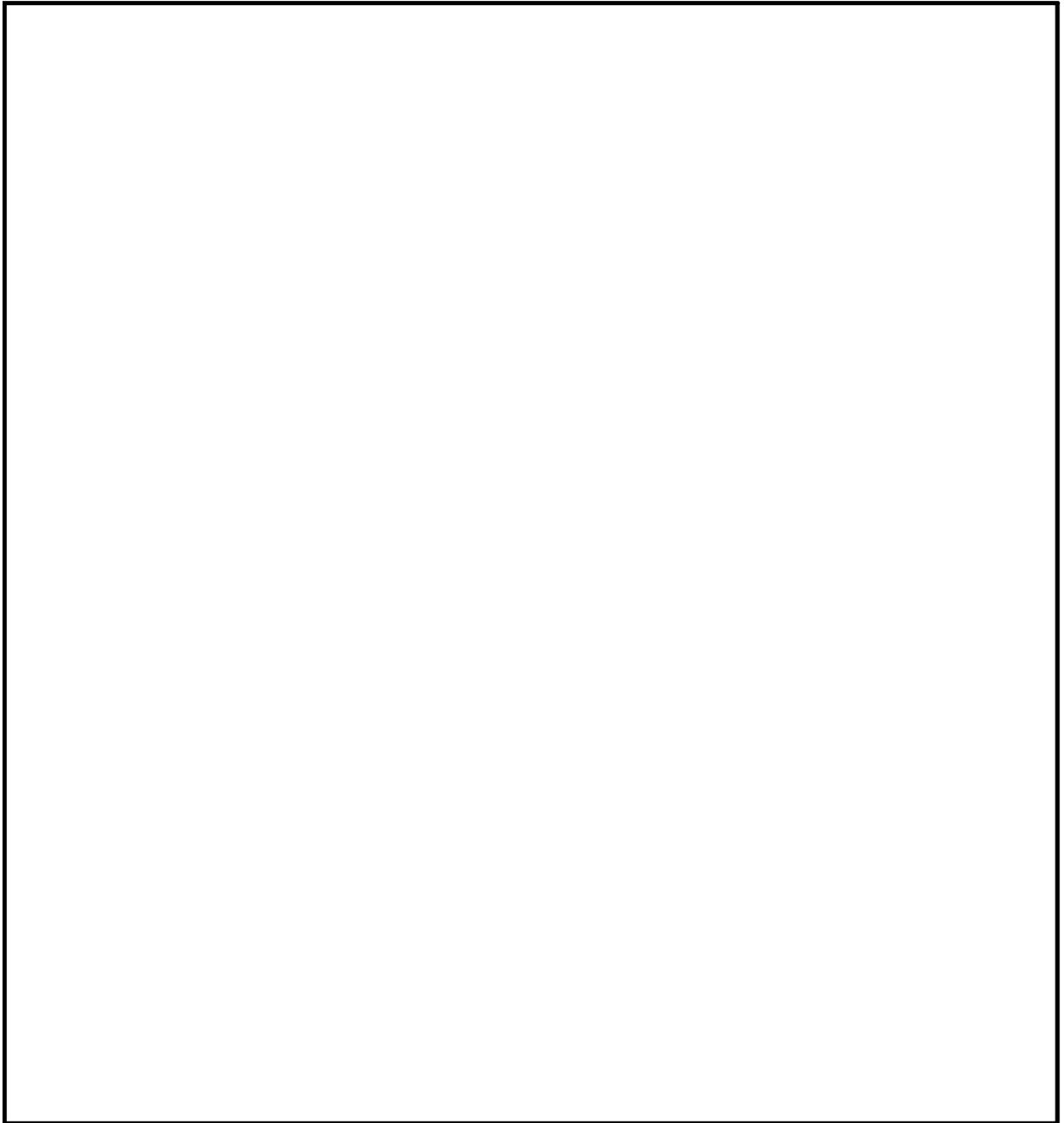
 : 検査場所

管理区域検査場所図



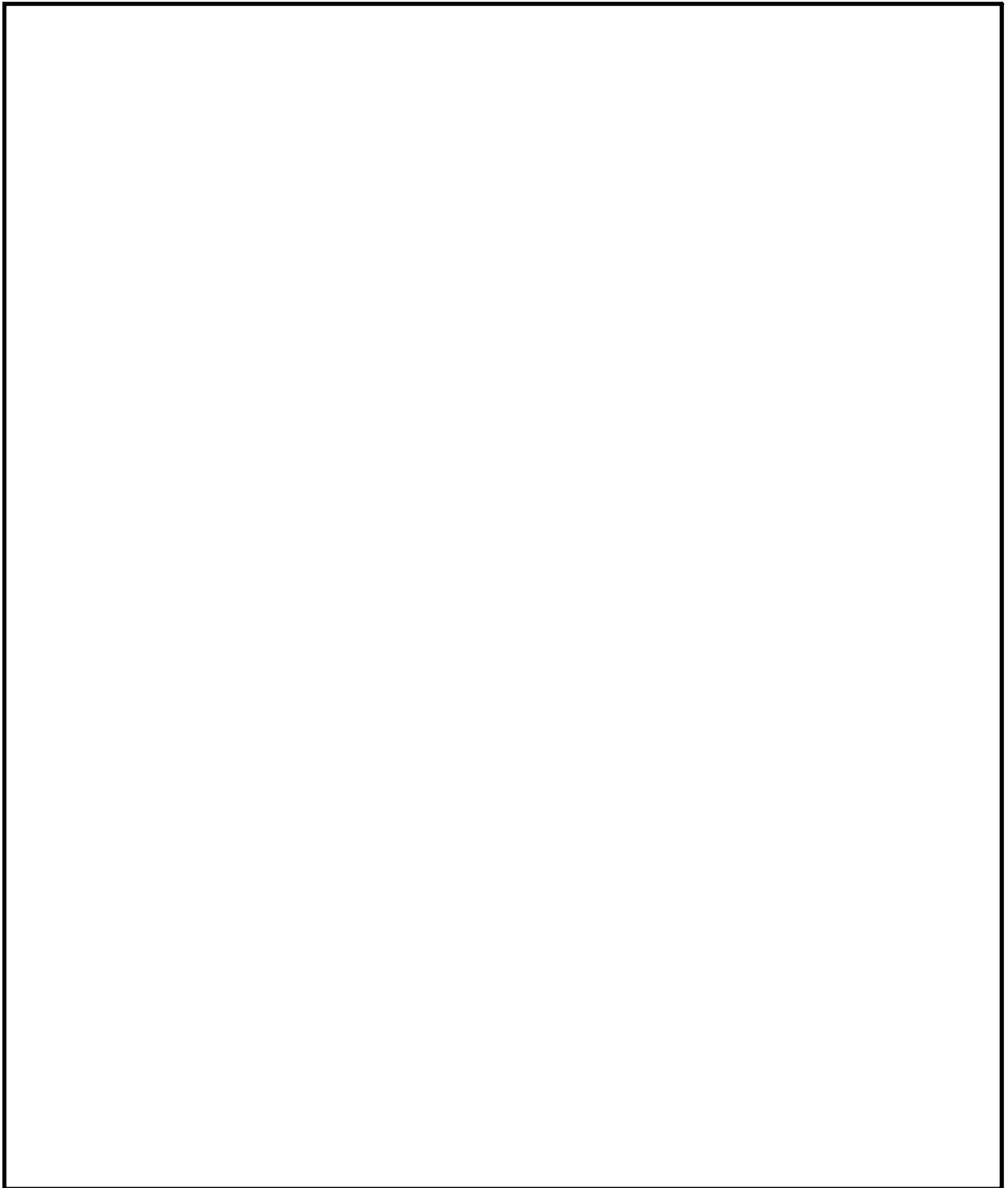
 : 検査場所

管理区域検査場所図



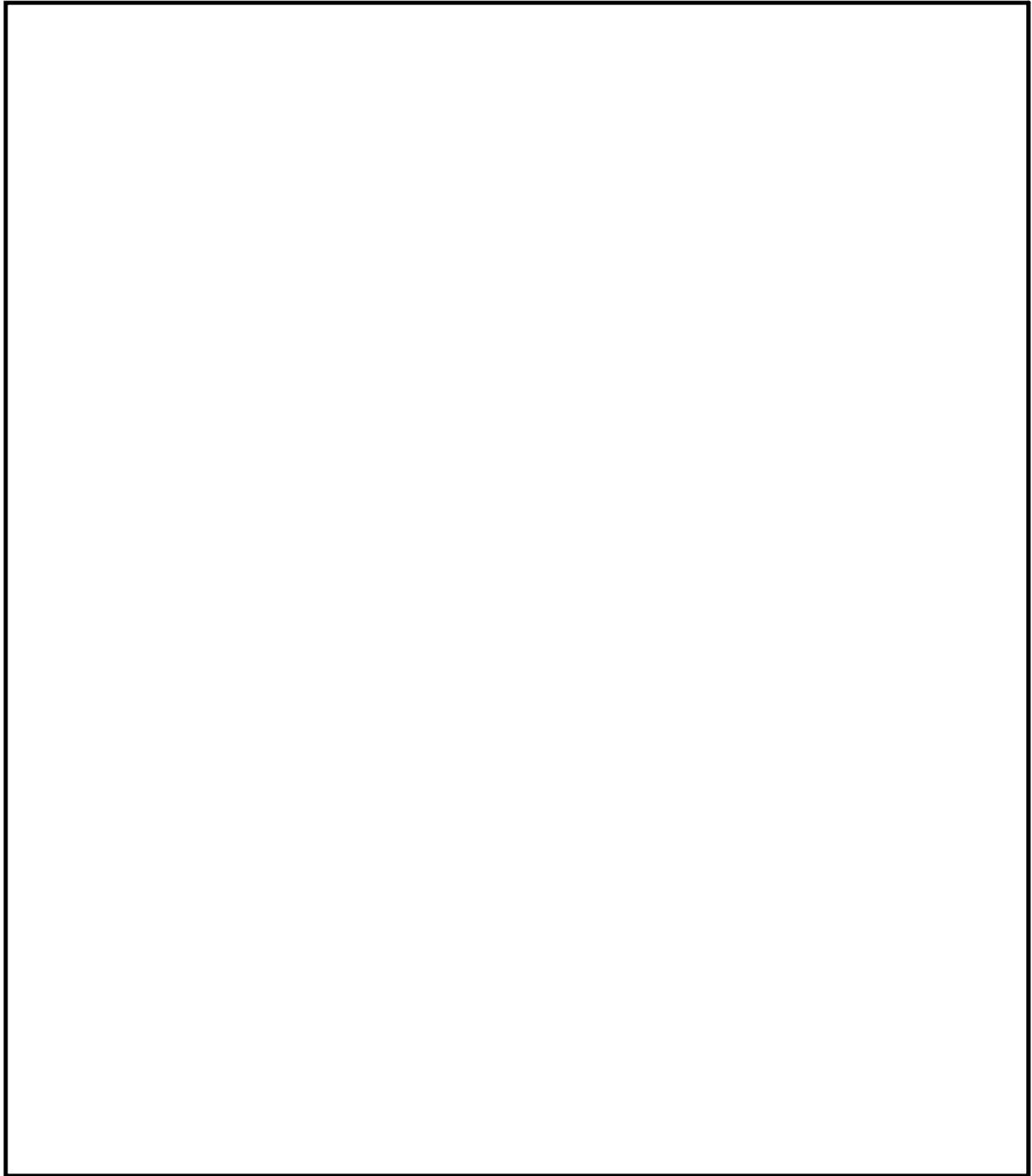
 : 検査場所

管理区域検査場所図



 : 検査場所

管理区域検査場所図



 : 検査場所